



米沢市報道資料

懲戒処分 of 公表について

令和8年8月4日

病院総務課

電話 22-2450(内線2460)

このことについて、以下のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

1 処分内容

- (1) 被処分者 診療技術部診療放射線科診療放射線主任（57歳）
- (2) 処分内容 戒告
- (3) 処分事由 法令違反及び全体の奉仕者にふさわしくない非行（診療放射線技師法第26条第1項の規定に違反し、医師の具体的な指示を受けずに放射線撮影を行ったもの（被処分者自身が被検体となり、同僚の診療放射線技師に撮影させた。））
- (4) 処分日 令和8年8月4日
- (5) その他 被処分者の指示により放射線撮影を行った診療放射線技師については、訓告を行った。

2 事実の概要

被処分者が、令和6年3月5日と令和7年1月6日において、医師の具体的な指示を受けずに、自身のCT画像処理の習熟の目的で、自身の頭部を同僚の診療放射線技師に指示して撮影させたものである。

3 事実の把握

令和8年4月に匿名で市立病院の放射線技師が医師の具体的な指示なしにCT撮影しているとの情報提供があり、その後、院内で確認したところ、事実であることが判明したものである。

4 再発防止策

- (1) 法令遵守徹底の書面による周知（禁止行為の明文化）・職員教育研修の強化
- (2) 監督職員による撮影記録とカルテオーダーの日々の突合確認の徹底